

学校選択制等に関する最近の主な提言等

○「規制緩和の推進に関する意見(第2次)」―創意で造る新たな日本―行政改革委員会(平成8年12月)

【分野別各論】

11 教育

(1) 学校選択の弾力化

(前略)

したがって、政府は、臨時教育審議会の答申後の前述の通知について、市町村教育委員会の取組等をフォローアップする必要があるとともに、市町村教育委員会に対して、学校選択の弾力化の趣旨を徹底し、保護者の意向に対する十分な配慮、選択機会の拡大の重要性の周知を図ることにより、市町村教育委員会が本来の機能を発揮し、学校選択の弾力化に向けて多様な工夫を行うよう、指導すべきである。また、市町村教育委員会の取組に役立てるため、学校選択の弾力化の取組事例、調整区域の設定の拡大の取組事例等を継続的に収集し、他の市町村教育委員会に対してそれらの情報の提供を行うべきである。また、保護者の意向を生かす一つの機会である学校指定の変更や区域外就学の仕組みについては、選択機会の拡大の観点から市町村教育委員会がこれを十分活用できるよう、現在、身体的理由、地理的要因、いじめの対応に限定されていると解釈されがちである「相当の理由」について選択機会の拡大の視点に沿って弾力的に取り扱えることを周知すべきである。

○「通学区域制度の弾力的運用について」初等中等教育局長通知(平成9年1月)

1. 通学区域制度の運用に当たっては、行政改革委員会の「規制緩和の推進に関する意見(第2次)」の趣旨を踏まえ、各市町村教育委員会において、地域の実情に即し、保護者の意向に十分配慮した多様な工夫を行うこと。
2. 就学すべき学校の指定の変更や区域外就学については、市町村教育委員会において、地理的な理由や身体的な理由、いじめの対応を理由とする場合の外、児童生徒等の具体的な事情に即して相当と認めるときは、保護者の申立により、これを認めることができること。
3. 通学区域制度や就学すべき学校の指定の変更、区域外就学の仕組みについては、入学期日等の通知など様々な機会を通じて、広く保護者に対して周知すること。また、保護者が就学について相談できるよう、各学校に対し

てもその趣旨の徹底を図るとともに、市町村教育委員会における就学に関する相談体制の充実を図ること。

○教育改革国民会議報告－教育を変える17の提案－(平成12年12月)

4. 新しい時代に新しい学校づくりを

◎ 地域の信頼に応える学校づくりを進める

学校、特に公立学校は、努力しなくてもそのままになりがちで、内からの改革がしにくい。地域で育つ、地域を育てる学校づくりを進める。単一の価値や評価基準による序列社会ではなく、多様な価値が可能な、自発性を互いに支え合う社会と学校を目指すべきである。

提言

- (1) 保護者は学校の様々な情報を知りたがっている。開かれた学校をつくり、説明責任を果たしていくことが必要である。目標、活動状況、成果など、学校の情報を積極的に親や地域に公開し、学校は、親からの日常的な意見にすばやく応え、その結果を伝える。
- (2) 各々の学校の特徴を出すという観点から、外部評価を含む学校の評価制度を導入し、評価結果は親や地域と共有し、学校の改善につなげる。通学区域の一層の弾力化を含め、学校選択の幅を広げる。
- (3) 学校評議員制度などによる学校運営への親や地域の参加を進める。良い学校になるかどうかはコミュニティ次第である。コミュニティが学校をつくり、学校がコミュニティをつくる。
- (4) 親が学校の活動やPTA、地域の教育活動に時間を取れるようにするなど、企業も協力する。

○21世紀教育新生プラン(平成13年1月)

3 新しい時代に新しい学校づくりを

主な政策課題		主要施策及びタイムスケジュール
12 地域の信頼に応える学校づくりを進める	○通学区域の弾力化	地域の信頼に応える学校づくり ○小学校・中学校の通学区域制度の弾力的運用→各教委における取組の促進

○「規制改革の推進に関する第1次答申」総合規制改革会議(平成13年12月)

4 教育

【具体的施策】

(6) 初等中等教育における評価と選択の促進

ア 学校選択制度の導入推進

(ア) 保護者や児童生徒の希望に基づく就学校の指定の促進【平成14年度中に措置】

保護者や児童生徒の希望に基づく就学校の選択を適切に促進する観点から、各市町村教育委員会の判断により学校選択制を導入できることを明確にし、さらに学校選択制を導入した市町村に

あつては、あらかじめ選択できる学校の名称を保護者や児童生徒に示し、その中から就学する学校を選択するための手続等を明確にするような観点から、関係法令を見直すべきである。

(イ) 就学校の変更要件の明確化【平成14年度中に措置】

学校選択制を導入していない市町村にあつても、指定された就学校の変更を保護者や児童生徒が希望する場合の要件や手続等について、各市町村において明確にするよう、関係法令を見直すべきである。

○「規制改革推進3か年計画(改定)」閣議決定(平成14年3月)

4 教育

(6) 初等中等教育における評価と選択の促進

ア 学校選択制度の導入推進

(ア) 保護者や児童生徒の希望に基づく就学校の指定の促進【平成14年度中に措置】

(前略)

このため、保護者や児童生徒の希望に基づく就学校の選択を適切に促進する観点から、各市町村教育委員会の判断により学校選択制を導入できることを明確にし、さらに学校選択制を導入した市町村にあつては、あらかじめ選択できる学校の名称を保護者や児童生徒に示し、その中から就学する学校を選択するための手続等を明確にするような観点から、関係法令を見直す。なお、各市町村においては、選択肢の提供の方針・方法や希望の結果として調整の必要が生じた場合の調整の方針・方法は、各市町村の事情を踏まえて決定されるべきであるが、それらについては明示的に情報開示を行うべきである。

(イ) 就学校の変更要件の明確化【平成14年度中に措置】

学校選択制を導入していない市町村にあつても、指定された就学校の変更を保護者や児童生徒が希望する場合の要件や手続等について、各市町村において明確にするよう、関係法令を見直す。

○「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」閣議決定(平成14年6月)

第2部 経済活性化戦略

2. 6つの戦略、30のアクションプログラム

(1) 人間力戦略

(個性ある人間教育)

学校や教員の個性と競争を通じて、基礎学力の維持・向上を図るとともに、地域や現場の判断により、個性や創造性の涵養を図る。また家庭や地域が教育の現場として果たす役割も大きい。

・ 文部科学省は、義務教育における学校選択制度を推進するとともに、平成14年度からコミュニティ・スクールの導入に向けた実践研究を推進する。

○「学校教育法施行規則の一部を改正する省令について」初等中等教育局長通知
(平成15年3月)

1 改正の趣旨

今回の改正の趣旨は、市町村教育委員会の判断により、いわゆる学校選択制を導入する場合には、学校教育法施行令第5条第2項に基づく就学校の指定の際、あらかじめ保護者の意見を聴取できることを明確にするとともに、その手続等を定め公表するものとする。

また、同令第8条に基づく就学校の変更の際、その手続等の透明性を図る観点から、その要件及び手続を明確化し公表するものとする。

2 改正の概要

(1)就学校指定の際の保護者に対する意見の聴取及びその手続等の公表について(第32条関係)

市町村の教育委員会は、就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定する場合には、あらかじめ、その保護者の意見を聴取できるものとする。とともに、意見の聴取について必要な事項を定め、これを公表するものとしたこと。

(2)就学校変更要件等の明確化について(第33条関係)

市町村の教育委員会は、その指定した小学校又は中学校を変更することができる場合の要件及び手続に関し必要な事項を定め、これを公表するものとしたこと。

○「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」閣議決定(平成17年6月)

第3章 新しい躍動の時代を実現するための取組—少子高齢化とグローバル化を乗り切る—

4. 次世代の育成

(教育改革)

評価の充実、多様性の拡大、競争と選択の導入の観点をも重視して、今後の教育改革を進める。

このため、義務教育について、学校の外部評価の実施と結果の公表のためのガイドラインを平成17年度中に策定するとともに、学校選択制について、地域の実情に応じた導入を促進し、全国的な普及を図る。

○「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」規制改革・民間開放推進会議
(平成17年12月)

Ⅳ. 個別重点検討分野の改革

2 教育分野

(2)学校の質の向上を促す学校選択の自由の徹底

【具体的施策】

学校選択制について、市町村教育委員会がその方法や効果等について認識し、児童生徒や保護者を含む地域住民の意向を十分に踏まえつつ、その導入の是非について積極的な検討が行われるよう、学校選択

制の好事例をまとめた事例集を全国に配付する。これにあわせて、国としても学校選択制の導入の是非について児童生徒や保護者を含む地域住民の意向を十分に踏まえた検討を各教育委員会に対して求めることとする。

また、就学すべき学校を指定した後の「変更の申立」について、学校教育法施行規則の一部を改正し、就学通知の際に、「変更の申立」ができる旨を記載するよう制度改正を行う。

さらに、いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等、変更の理由として相当と認められるものについて、具体的な場合を予め明確にして公表するよう、国としてもその具体的な場合の例を示しつつ、各市町村教育委員会に求める。【平成17年度中に措置】

○教育再生会議第一次報告「社会総がかりで教育再生を」(平成19年1月)

Ⅱ. 教育再生のための当面の取組

1. 「ゆとり教育」を見直し、学力を向上する

(3) 伸びる子は伸ばし、理解に時間のかかる子には丁寧にきめ細かな指導を行う

【習熟度別指導の拡充、体力もつける、地域の実情に留意のうえ学校選択制の導入】

教育委員会・学校は、地域の実情に留意の上、学校選択制の導入など、子供に合った教育内容や教育方法を保護者が選べるようにし、子供の能力・適正、興味・関心、進路希望等に応じ、全ての子供がそれぞれに伸びるようにする。

Ⅲ. 教育再生に向けての今後の検討課題

3. 教育システムの改革

(5) 教育環境の整備

② 学校、家庭、地域の連携や地域特性に留意の上、学校選択の結果を踏まえ、児童・生徒数や、教育メニュー、経済的負担の軽減などに応じた予算配分(いわゆるバウチャー制度)など教育機関や教員が切磋琢磨する環境の整備

○教育再生会議第二次報告「社会総がかりで教育再生を」(平成19年6月)

Ⅰ. 学力向上にあらゆる手立てで取り組むーゆとり教育見直しの具体策ー

提言5 学校現場の創意工夫による取組を支援する

【学級編制基準の弾力化や習熟度別指導の拡充、学校選択制を広げる、教材開発など教員のチームによる取組】

教育委員会は独自の判断により、地域の実情に留意のうえ、児童生徒・保護者が各自の希望や個性・能力に応じて学校を選択できるようにし、児童生徒が多く集まる学校など特色の発揮に積極的な取組をする学校に、地域の実態や実績等に応じた予算配分をする。

○「経済財政改革の基本方針2007」閣議決定(平成19年6月)

第4章 持続的で安心できる社会の実現

2. 教育再生

【具体的な手段】

(1) 学力向上の取組

⑤ 学校現場の創意工夫による取組への支援

学級編制基準の弾力化、習熟度別指導・少人数指導の教員や小学校高学年での専科教員の適正配置、定数の適正化、地域の実情に応じた学校選択制の普及、教材開発など教員のチームにより取組の支援、図書の充実。

○「規制改革推進のための第2次答申」規制改革会議(平成19年12月)

Ⅱ. 各重点分野における規制改革

1 安心と豊かさの実現

(3) 教育・研究分野

② 学校選択制の普及促進等

イ 学校選択制の普及促進

【具体的施策】

学校選択制を導入している地域、導入していない地域が、それぞれどのような考え方に立ってそのような判断をしたのかということに関し、文部科学省は、その典型的な事例を各市町村教育委員会に対して情報提供すべきである。【平成20年度中に措置】

○教育再生会議第三次報告「社会総がかりで教育再生を」(平成19年12月)

5(2) 適正な競争原理の導入により、学校の質を高める

バウチャー的な考え方を取り入れた「学校選択制と児童生徒数を勘案した予算配分による学校改善システム」をモデル事業として実施する

① 基本的な考え方

- ・ 画一的な教育や悪平等の弊害を改め、各学校現場が授業や課外活動での創意工夫と情報公開を進め、児童生徒、保護者が主体的に学校を選べるようにする。
- ・ 学校選択制を通じ、児童生徒が多く集まり、保護者の信頼の厚い学校に、予算配分を増やすこと(ここでいう「バウチャー的な考え方」)により、学校、教職員のインセンティブが働くようにする。
- ・ 教育格差が生じないよう、ナショナルミニマムとしての教育水準の確保に留意する。

② 具体的方策

各教育委員会の独自の判断で、地域の実情に留意の上、「学校選択制と児童生徒数を勘案した予算配分による学校改善システム」を実施するため、

国は、例えば次のようなモデル事業を、学校の情報公開、校長の権限拡大とセットで実施する。

その際、各教育委員会は、既に行われている学校選択制の実施状況や成果等を、モデル事業に生かす。

- ・モデル事業に応募する教育委員会は、公立学校の学校選択制を実施する
- ・各自治体が負担している公立学校の運営費を、各学校の児童生徒数に応じて配分する。(その際、各学校の特色ある取組への支援、生徒指導や児童生徒への特別支援に対する配慮など、必要な調整を行う。)
- ・学校評価、その結果の公表などにより、学校を保護者や地域に開かれたものにする。学校評価に当たっては、保護者や児童生徒の意見を反映させる。
- ・人事や予算に関する校長の裁量をできるだけ拡大するなど、校長の権限を強化する。

上記のモデル地区では、以下のような取組も取り入れる。

- ・最低限の教育水準の確保ができていないと評価された学校に対しては、教育委員会の責任で、校長、教員の異動などの改善措置を講じる。

④ 低所得家庭等の子供の学校選択を拡大するための取組

各都道府県、市町村における奨学金や就園奨励費事業において、低所得家庭の子供が私立学校、幼稚園に通う際の負担軽減の拡充に取り組む。フリースクール等に通う不登校の子供への支援の在り方についても検討する。

○「規制改革推進のための3か年計画(改定)」規制改革会議(平成20年3月)

Ⅱ 重点計画事項

3 教育・研究

(2) 学校選択制の普及促進等

② 学校選択制の普及促進【平成20年度中に措置】

学校選択制を導入している地域、導入していない地域が、それぞれどのような考え方に立ってそのような判断をしたのかということに関し、文部科学省は、その典型的な事例を各市町村教育委員会に対して情報提供する。

○「教育振興基本計画」閣議決定(平成20年7月)

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

(3) 基本的方向ごとの施策

基本的方向1 社会全体で教育の向上に取り組む

① 学校・家庭・地域の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる

【施策】

◇家庭・地域と一体になった学校の活性化

保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画し、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の設置促進に取り組む。公立学校の学校選択制について、資源配分の在り方と、これによる学校改善方策に関するモデル事業を希望する教育委員会で実施することを含め、地域の実情に応じた取組を促す。また、学校の適正配置は、それぞれの地域が実情に応じて判断することが基本であるが、国は望ましい学校規模等について検討し、学校の適正配置を進め、教育効果を高める。

基本的方向2 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる

① 知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」を確立する

【施策】

◇学校現場の創意工夫による取組への支援

学校現場の創意工夫による取組を支援するため、学級編制基準の弾力化、習熟度別指導・少人数指導の教員や小学校高学年での専科教員の適正配置、定数の適正化、地域の実情に応じた学校選択制の普及、教材開発などの教員のチームによる取組の支援、図書の充実を図る。